

12/22
(土)

権利擁護セミナーを開催

沖縄県社協では、権利擁護に関する理解を深め、誰もが地域で安心して自立した生活ができる社会づくりを考えることを目的に「権利擁護セミナー」を開催します。セミナーへのご参加には事前申込みが必要です。詳しくは次のとおり。

▽主催 沖縄県社協・福祉サービス運営適正化委員会、浦添市社協（予定）
▽日時 12月22日（土）

午後1時30分開会
▽場所 浦添市社会福祉センター
▽演題 「障害のある人もない人も住みよい沖縄に」（仮題）
▽講師 野沢和弘氏（千葉県障害者差別をなくす研究会座長、毎日新聞社夕刊編集部長）
▽参加費 1,500円
▽申込み・問合せ 沖縄県社協・福祉サービス運営適正化委員会
電話 098-882-5704

ホントにおすすめの本

「2008年度版 ボランティア手帳」



図書情報

発行 沖縄県ボランティア・市民活動支援センター

価格 900円（税込）

毎年、多くの皆様にご愛用いただいている『ボランティア手帳』の2008年度版を12月に発行します。スケジュール管理に重宝する機能的なダイアリー（2008年1月から2009年3月まで）に加え、ボランティア・NPOに関する情報がぎっしり詰まった資料編も充実しています。ボランティア・市民活動に興味がある全ての皆様にお勧めの手帳です。問合せ先は、沖縄県ボランティア・市民活動支援センターまで

TEL: (098) 884-4548

社会福祉活動資金づくり
第11回芸能チャリティー公演

「社会福祉活動資金づくり・第11回芸能チャリティー公演」が左記の日程で開催されます。詳しいお問い合わせは沖縄県社協総務部まで。

▽主催 沖縄県社会福祉協議会
第11回沖縄文化芸能チャリティー公演実行委員会

▽日時 11月18日（日）

（昼の部）

午後1時30分（開演）

（夜の部）

午後6時（開演）

▽会場 那覇市民会館大ホール

▽入場料 前売 1,500円

当日 2,000円



寄付・寄贈者芳名

沖縄タオル工業株式会社 御中
JTB旅ホ連沖縄支部・JTBレキオス会 御中
佐久川春昭 様
合資会社沖縄実業 御中



天久朋子さんの作品（タイトル「私の家族」）

目次

- 2 地域包括と在宅介護、二つの支援センターに求められる連携
- 4 社協における権利擁護システムに関する調査研究事業
- 5 社会福祉ライブラリーリニューアルオープン
- 6 沖縄県共同募金会より
- 7 シリーズ活動最前線「ぽっか＊ぽか」
福祉施設経営相談Q&A
- 8 ほっとニュースTOPICS
- 10 介護実習・普及センターシリーズ第1弾
- 11 高齢者総合相談センターのご案内
- 12 沖縄県福祉人材研修センター取り扱い求人データ
- 14 県民児協広報「ふくらしゃ」
- 16 INFORMATION

編集後記

今回、天久朋子さんへの取材にインタビュ生親川さんが同行した。初めての取材と原稿作成に最初は緊張や不安もあったようだが、学生特有の素直さや勢いでサツと仕上げてくれた。実習生を受入れることがなかなか無い県社協だが、学生に福祉の仕事に携わる先輩としての姿勢や日頃の仕事ぶりを伝えることで自分自身にとっても新たな気づきがあった。人材を育てるといふことは、自分自身や組織も同時に育つものだと思う。一日だった。

表紙の絵



天久 朋子 さん

那覇市にある「障がい者生活介護センターつばさ」に通う天久朋子さんは、絵を描くことが非常に好きである。表紙の絵は、お父さん、お母さん、朋子さん、そして飼っている猫のイラストを描いた作品。自然と周りを笑顔にさせてしまっている朋子さんの絵、バザーなどで朋子さんの絵をプリントしたオリジナルTシャツを販売し、完売するなど、周りから好評だという。

「福祉情報おきなわ」の作成経費の一部として共同募金配分金を使用させていただいております。

地域包括と在宅介護、 二つの支援センターに求められる連携

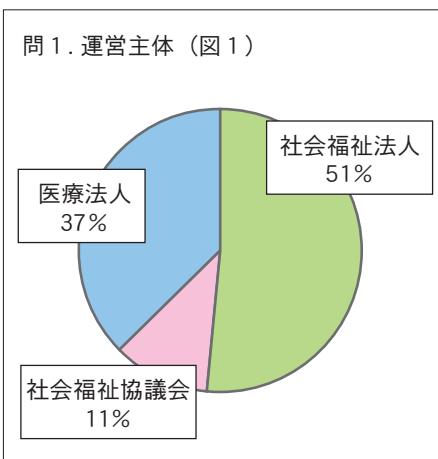
現状調査によりみえてきたもの

今、各市町村には「地域包括支援センター」が設置されています。同センターは、地域において「総合的」なケアマネジメントを行う機関として、昨年度新たに創設された機関です。一方これまで地域住民を対象に様々な取り組みを行ってきた在宅介護支援センターは、地域包括支援センターのブランチとして機能を持つところ、やむを得ず廃止となるところなど、様々な課題を抱えています。沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会はこの状況をふまえ、二つのセンターがそれぞれの役割をしっかりと果たしていくことを目指し、両者の今後の取り組みに活かすため「地域包括支援センター創設後の地域づくりと連携をどうするか」を焦点に今回、現況調査を実施しました。今回の特集は、そこで浮き彫りとなった地域福祉を支えるこれらの機関の現状をお伝えします。

1、三割のセンターが基本運営費ゼロ、在宅介護支援センターの現状

この数年の間に、センターの運営主体自体に変化が見られます。介護予防事業関係にて筋トレや介護者予

防教室など医師・看護師・理学療法士・作業療法士等のニーズが多くなり委託先として医療法人が増加傾向にあります。（図1）



取り組んでいる業務について順調ではない事業は、「高齢者虐待に関する相談・対応」が最も多い回答となりました。これは、在宅介護支援センターに対する委託金の削減や廃止によって十分な人員配置が行われず、その結果、従来行っていた実態調査や個別訪問などに時間が確保できない、あるいは実施できない状況となっていると思われます。また、ケースに関わる中で虐待の基準や支援システムへの理解や体制が不十分であることも考えられます。

く、人材確保と職務分担や責任範囲の設定などが難しい要素も背景には見受けられます。

また、地域包括ケアシステムのパートナーである在宅介護支援センター等との連携においては、ある程度を含め、79%が良好と答えています。また、地域包括支援センターから在宅介護支援センターに実施や協力を期待する事業としては、第一に地域住民向け啓発活動が上げられています。第二は介護相談窓口としての働き、そして第三は関係者のネットワークの構築となっています。これまで積み上げてきた在宅介護支援センターの相談、広報、アンテナ、訪問、ネットワーク構築の機能を活かした、両者の連携が求められています。

3、これまで以上のリーダーシップを期待、地域包括支援センターへの期待と在宅介護支援センターとの連携

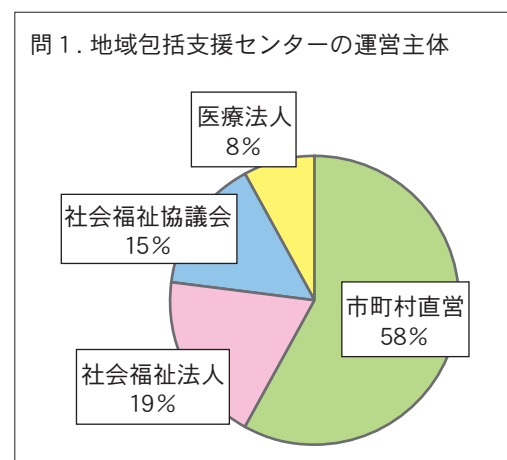
こうして新しくスタートした地域包括支援センターですが、既存の在宅会議支援センターや地域の団体からは何が期待されているのでしょうか。

今回の調査で共通して出てきたキーワードに「リーダーシップ」がありました。地域包括支援センターと他機関（在宅介護支援センター等）との連携について良好と回答するセ

他にも「相談協力員に対する研修・意見交換会の開催」と「成年後見人制度の利用支援」への取り組みがあげられました。相談協力員については、日常的に活動できる協力員の確保が難しくなっています。職員が一人体制へと減らされ、研修や会合などの企画、開催まで手が回らないこともあります。成年後見人制度については、地域包括支援センターの福祉職配置が行われていない場合、あるいは一人体制の時はケース対応と連携に支障がでているのが現状として浮き彫りになりました。

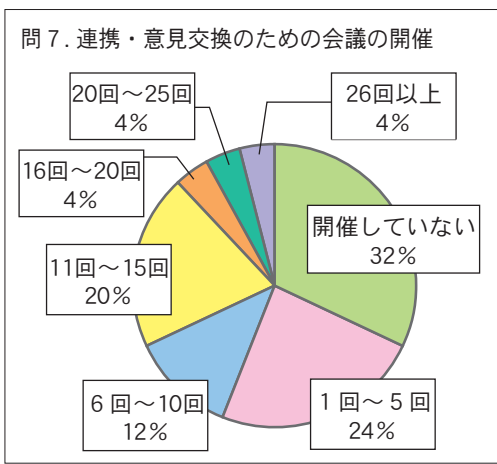
現在、40市町村にセンターが設置済みとなっています。また、少しずつ民間の社会福祉法人等への業務委託も進んでいます。現状では半数以上が市町村直営でセンターを運営しています。

2、専門職の人材確保が課題、地域包括支援センターの現状



業務において順調に行っていない事業については、最も多かった回答は「虐待防止、権利擁護」と「地域ネットワークの構築」でした。これには、日々介護予防プラン作成の業務に追われている、さらに社会福祉

ンターが七割以上ではありましたが、一方では、地域団体との連携・調整のための会議に開催状況については、年回を通じて開催していないセンターが約三割、年一回〜五回とするセンターも二割強ありました。



会議を開催していない理由としては「地域に在宅介護支援センターが存在していないため」とするセンターセンターが大半ですが、地域包括支援センターが連携する機関は多様であることを考えると、地域団体をより巻き込んで連携していくなど、地域包括支援センターのより一層のリーダーシップが求められています。

4、おわりに

最後にここでは記載できなかった各センターから自由記述をもとに、今後の在宅介護支援センターと地域

包括支援センターの働きについて述べたいと思います。

前年度、地域包括支援センターは、とにかく介護予防プランの作成と人員確保に追われた一年でした。2年目の今年、現場が望む業務のあり方は、まず、総合相談窓口としての機能を充実させていくことだと思われます。そのためには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の人員確保と充実を図りつつ、その力を関係者とのネットワーク構築や虐待や処遇困難ケースへの対応と向けていくことが求められています。

一方、在宅介護支援センターにおいてはこれまで積み上げてきた実績と地域の情報、ネットワークをどう次につなげていくかが今問われています。両者の連携した地域づくりへの歩みは始まったばかりです。地域包括支援センターと在宅介護支援センターに課せられたテーマがそこにある。そこから障害や病気を抱えながらも安心して暮らしていける地域づくりの可能性が広がっていくのであり、減少しながらも在宅介護支援センターの存在意義も日々高まってくるのではないのでしょうか。



社協における 権利擁護システムに関する 調査研究事業

中間報告

はじめに

人がその人らしく生きていくことは、誰にとっても、どんな組織、社会においても、とても大切なことです。社会福祉制度においてもそれは、変わりません。近年、福祉の支援が必要な方々の権利を擁護する取り組みが整備されつつあります。知的障害者や精神障害者、認知症の高齢者にとって、地域で生活をしていくためには、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）など様々な支援を必要とします。

実際、知的障害者や精神障害者や認知症の高齢者が、知人から金銭を搾取されたり、家族から介護を放棄されたり、暴力を受けたりなど、権利侵害（虐待）を受けてしまう例が増加してきました。沖縄県高齢者介護福祉課によると、平成18年度、105件の高齢者の虐待があったことが報告されています。

このような現状の中、沖縄県社会福祉協議会では、福祉の支援が必要な方々の権利擁護に関して、社協としてどのような取り組みが必要であるのか、その考え方の整理や具体的

取り組みについて検討するために、「社協における権利擁護システムに関する調査研究委員会」（委員長 沖縄県社会福祉士会会長 竹藤登氏）を立ち上げました。

このたび、中間報告として、社協が実施する地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、その現状分析と課題、提言を取りまとめましたので、本紙で紹介いたします。

**契約待機者が157名、
利用ニーズ数1,137名**

研究にあたって、事業を実施している5つの基幹的社会福祉協議会（市町村社会福祉協議会）と関係機関（809箇所）へ調査を行いました。現在、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、県内で381名の利用者と契約を結んでいます。一方、157名の契約待機者が発生しています。関係機関調査では、回答のあった406箇所の関係機関から、本事業の利用が必要な方が、1,137名いることが明らかとなりました。

利用者の生活改善に効果がある
利用者の利用前と利用後の状況を基幹的社協へ調査したところ、必要な福祉サービスや医療へのつなぎ、各種利用料金等の支払い、経済的虐待や消費者被害の防止、重要書類や印鑑などの紛失防止など、「かなり

改善された」という割合が非常に多く、本事業利用によって、利用者の生活改善に非常に効果があることが分かりました。

虐待対応や後見レベルの対応も

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）で、法的対応に比べるべき虐待や本事業の対象を越える成年後見レベルの利用者も対応せざるを得ない実態も明らかになっていきます。これは、成年後見制度の活用が進んでおらず、地域での虐待対応のネットワーク立ち上げが遅れている事等が原因と考えられます。また、多くの専門員が正規職員として雇用されておらず、業務内容に応じた待遇が確保できていないことも指摘されています。

現在、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、事業の適正な実施のために、事業実施体制の再整備、予算の確保等が急務となっており、調査研究委員会として、基幹的社協の増設や専門員の待遇改善、市町村における成年後見制度利用支援事業の積極的活用や地域包括支援センター等における権利擁護・虐待防止機能の充実等を提言として取りまとめています。

詳しい内容・委員構成等は、県社協ホームページに掲載しています。

<http://www.okishakyoor.jp/>

一口メモ

**地域福祉権利擁護事業
（日常生活自立支援事業）**

判断能力が不十分な方を対象として、日常的な金銭管理の支援や福祉サービス利用のための情報提供や助言、書類預かりサービスを提供する事業です。社会福祉法第81条により都道府県社会福祉協議会が実施主体となつて事業展開をしています。事業の利用契約を結ぶ事の出来る判断能力があることが、本事業利用の前提となります。平成19年度に国庫補助の事業名称が「日常生活自立支援事業」に変更となりました。

成年後見制度

判断能力が不十分な方を法的に支える仕組みとして平成12年より、民法等に新しく規定されました。類型として補助・保佐・後見があります。が、判断能力が低下する前に取り決める任意後見制度もあります。法的には、代理権や取消権等をもつ人を、家庭裁判所によって、支援を必要としている人の事情に応じて、選任する仕組みです。申請できる親族等がない場合や、申請費用等がない場合（市町村長申立に限る）は、成年後見制度利用支援事業が市町村にあり、支援を受けることができます。

Social
Welfare
Library

社会福祉ライブラリー

～図書の出借サービス開始～



リニールアルした県内唯一の
社会福祉分野専門のライブラ
リーで秋の読書も充実!!

沖縄県総合福祉センター内（東棟2階）の社会福祉ライブラリーでは、11月2日より図書の貸出サービスをはじめます。

館内のコーナーやレイアウトも見やすく一新し、使いやすさも向上。福祉を学ぶ方や、福祉の仕事に携わっている方、その他関心のあるみなさん、大きな木がみえる自習スペースで、ゆったり読書を楽しみませんか。



▲みなさんの利用、お待ちしております☆シ

所在・お問合せ先

〒903-8603
那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター東棟2階
社会福祉ライブラリー
<http://www.okishakyoor.jp/>
TEL 098-887-2000
FAX 098-884-4545

程は決定次第、HP上でお知らせ）

※参考図書・報告書等は閲覧のみ可能

◆利用日時：月曜日～金曜日
午前9時から午後5時

◆貸出：1人5冊（巻）、2週間まで
（貸出は無料）

◆休館日：毎週土曜・日曜、国民の祝日・休日、毎月第1火曜日（図書整理日）、12/29～1/3（年末年始、特別整理期間（年間15日）※日程は決定次第、HP上でお知らせ）

「社会福祉全般」、「介護」、「保育」、「ボランティア」、「福祉の仕事」など、社会福祉関連の図書はもちろん、報告書や紀要、資料等も含め、約7,000冊あまりの蔵書とともに、みなさんの利用をお待ちしています。

遠隔地（沖縄県内在住の方対象）の方も、郵送にて図書を借りることができます。その際にかかる郵送料は利用者負担となります。

◆参考図書・報告書等は閲覧のみ可能

◆利用日時：月曜日～金曜日
午前9時から午後5時

〒903-8603
那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター東棟2階
社会福祉ライブラリー
<http://www.okishakyoor.jp/>
TEL 098-887-2000
FAX 098-884-4545

安心を支えます

ボランティア活動保険

ボランティア活動中のケガや賠償事故を幅広く補償!



特長

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償
- 防災・災害のボランティア活動も補償
- ボランティア自身の食中毒や熱中症も補償
- 地震等天災によるケガも補償（天災タイプ加入の場合）

保険料（掛金）
Aプラン 280円 Bプラン 460円 Cプラン 650円
天災危険補償タイプもあります。

ボランティア行事用保険

ボランティア行事に参加中のケガや賠償事故を補償!

福祉サービス総合補償

ヘルパー・ケアマネジャー等の活動中のケガや賠償事故を補償!

送迎サービス補償

送迎・移送サービス中の交通事故によるケガを補償!

お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

<http://www.fukushihoken.co.jp>

〈引受幹事会社〉日本興亜損害保険 株式会社

シリーズ
活動最前線

学校行事への参加を支援する

預かり保育ボランティア
「ぼっか*ぼか」

「ぼっか*ぼか」とは、那覇市立石嶺小学校に通う児童の母親ら6名がメンバーとなって活動するボランティア団体である。活動のきっかけは、平成18年11月にPTAが企画した子どもへの暴力防止プログラムCAP大人ワークショップへ一人でも多くのお母さん、お父さんに参加して欲しいという思いから。

小学生の子どもを持つ親にとって、学校やPTAの行事に参加したいと思っても第2子、第3子と未就学児を抱えているために、参加を断念することは少なくないという。例えば、入学式や卒業式など子どもの記念すべき行事において、親として我が子のために最初から最後までしっかりと見届けたいと思うが、下の子を預けることが出来ず、落ち着いて参加することが難しいというケースもある。そういった親のはがゆさを目的の当たりにしてきた母親たちが保育サポーターとして、入学式等の行事で学校やPTAの依頼を受け、預り保育を小学校のコミュニティルームに行っている。

まだまだ活動はスタートしたばかり。毎月1回の集まりで、メンバー同士の意見交換や保育に関する勉強

会、子どもたちの為のおもちゃ作りなど活動の基盤を整えているところだ。

ボランティアとはいえ、小さな子どもを預るといふ責任は大きい。メンバーたちは、広く保護者にも参加を呼びかけながら、PTAの活動費助成を受けて今年6月に専門の講師を招き、小児救急法の講習会を開催するなど、メンバーの自己研鑽にも積極的だ。

これから、学校やPTAと連携を図りながら、少しずつ「ぼっか*ぼか」の認知度を高め、必要な保護者に利用してもらいたいと考えている一方で、利用者の増加に应付するサポーターの確保も必要不可欠であり、ニーズに应付していくための体制作りが現在の課題でもある。

サポーターもお互い自分たちの子育て話や学校の事など、保護者としての情報交換を行いながら、楽しく活動が続けているとのこと。

今後は、保育サポーターのユニフォームとしておそろいのエプロンを作ったり、乳児救急法について学んだり、手作りのパペット人形子どもたちに人形劇を見せてあげたいと意気込んでいると語ってくれた。



▲定例会に集まるメンバー

沖縄県共同募金会より

能登半島地震災害義援金

ご協力
ありがとうございます

去る3月25日に発生しました「能登半島地震」に伴う災害に対し、本会がその支援を呼びかけましたところ、貴殿（会）を始め多くの県民から心温まる多額の浄財をお寄せいただきました。

皆様からお寄せいただきました義援金は、下記のとおり被災地であります石川県共同募金会へ送金いたしましたことを報告申し上げますとともに、ご協力に対し厚くお礼申し上げます。

沖縄県共同募金会取扱額
28件 **2,420,113円**
送付先及び送金額
石川県共同募金会
2,420,113円



ありがとうメッセージ



事業名 第13回ピープルファースト大会 in 沖縄
団体名 NPO 法人沖縄県自立生活センター・イルカ
配分額 300,000円

6月17日～18日に第13回ピープルファースト大会 in 沖縄がありました。この大会は、当事者が中心となって作り上げる大会です。毎年、開催地をかえ今回は、沖縄で初めて開催されました。みんなで協力して大会を無事に終えることが出来ました。

ピープルファーストとは、わたしたちは「障がい者である前に人間なんだ、自分達の生き方は自分自身で決めていきたい」という意味です。これからもピープルファースト団体の活動を続けていきたいと思ひます。共同募金のご支援に心から感謝致します。



事業名 授産機器整備事業（フライヤー）
団体名 のびる福祉作業所
配分額 400,000円

平成15年度に続き今年度も共同募金会より助成を受け、授産機器（フライヤー）を整備することが出来ました。おかげさまで、整備以前は油温の調節が難しく揚げ斑等が生じ不良製品も多々ありましたが、整備したことで作業時間の効率化が図られ、自分たちで製造した製品がほどよく揚げり、無駄も減少し、量産できることを喜んでひます。利用者の皆さんは何と言っても、収入の増額が利用者の工賃アップになることを楽しみに製品づくりに励んでいます。

運営資金も厳しい中での備品整備は、並大抵なことではないのですが、貴会からの助成金を得ることで、このように備品を整備することが出来た事、利用者・職員・保護者一同感謝しています。ほんとうにありがとうございました。

福祉施設経営相談

Q&A

労務管理編

今回、回答して頂くのは
本会「福祉施設経営相談支援事業専門相談員」の
社会保険労務士 江尻 育弘先生です。



Q 病気で休職中の職員が、年次有給休暇の申請をしてきました。労働者の権利として、これを認めなければなりませんか。

A 行政解釈ではどのようなになっているかというと、「休職発令により従来配属されていた所属を離れ、以後は単に会社に籍があるにとどまり、会社に対して全く労働の義務が免除されることとなる場合において、休職発令された者が年次有給休暇を請求したときは、労働義務がない日について年次有給休暇を請求する余地がないことから、これらの休職者は、年次有給休暇請求権の行使ができないと解する」(昭31.2.13 基収489号)とあります。

要するに、そもそも私傷病休職中は、労働義務が免除されているわけであり、労働義務のない日を年次有給休暇に充てることはできない、ということになります。したがって、今回の年次有給休暇の申請を認める必要はありません。

県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営相談を受け付けています。

社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、さまざまな相談に対して2名の経営支援員と3名の専門相談員が対応しています。

沖縄県社会福祉協議会
経営支援室

電話 098(887)2037(直通)
FAX 098(887)2043(直通)

楽しくなきゃ

ボランティアじゃない！

「糸満市ボラ連応援団」

糸満市ボランティア団体連絡協議会（通称…ボラ連）は、市内で活動するボランティアのうち12団体、7個人（約395名）のボランティアが登録し、お互いの活動の情報交換を行う団体である。

昨年、楽しくなきゃボランティアじゃないという合言葉のもとに「ボラ連応援団」を結成し、沖縄県身体障害者スポーツ大会での初舞台を皮切りに活動を続けている。



▲応援団の登場が大会を盛り上げます

応援団が生まれた背景には、ボラ連の活動を活性化していきたいという思いがあった。

年々、ボラ連の集まりへのメンバーの参加率が低下し活動が低迷しつつある中、日頃それぞれ活動を行っているメンバー同士の顔を知る必要性から余興大会を企画し、交流を図ったところ、芸達者なメンバーが大勢いることが分かったという。この芸達者なメンバーを中心に自分たちが楽しみながら出来ることとして応援団を結成したのだ。

9月2日（日）に行われた沖作連スボレク大会では、大会の昼食時間の間、ボラ連会長の仲泊兼徳さん80歳から下は小学生まで、幅広い年齢層の団員たちが手作りのボンボンを持って、元気いっぱい手を上げ、足を上げ、心をこめてみんなを応援した。

「ボラ連応援団」は、参加したイベントを盛り上げるだけでなく、ボラ連の集まりへの参加者を増やし、お互いの考えや思いを素直に話せる雰囲気を生み、ボラ連活動を活性化させるという効果も挙げているという。完成度の高い演舞を、という気負いは全く無く、相手を楽しませながら自分たちも楽しく応援するというスタンスで活動を続けながら組織を強化しつつ、今後は浦添市のボラ連

のように専任の事務局をおけるようにするための資金集めとして、フリーマーケットを開いていきたいと考えているとのことであった。

本会初めての インターンシップ

（就業体験）受け入れ

今年9月3日から14日の2週間になり、インターンシップ生として沖縄国際大学3年次の親川沙矢さんを受け入れた。インターンシップとは、「学生が一定期間企業等の中で

研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度」のことで、本会としても学生の職業意識の向上並びに本会を始め福祉職に対する理解を図ってもらうことを目的とし、地域福祉部を主体に全ての部所での就業体験を実施した。今回、親川さんには本号の表紙の絵を描いた天久朋子さんへの取材をしてもらい、表紙の絵の紹介原稿を書いてもらうなど、単に各事業の説明を受けるにとどまらず、実際の業務としての実践体験を受けてもらった。

インターシップを通して学んだこと

沖縄国際大学 3年 親川 沙矢

私は2週間のインターシップを通して、多くの方々と出会い多くの事を学ぶことが出来ました。まず、1つのセミナーやシンポジウムを開くにあたっては、計画の立案や細かな役割分担、周りの方々のサポートによって成り立っていると感じました。小さなミスも皆がそれぞれにカバーするチームワークと、主催者側には参加者により良いものを提供する事が求められることを学びました。

県社協とは、地域住民を主体とする地域福祉活動をサポートする重要な役割を担っていることをインターシップを通して理解することができました。期間中は担当の方々が、たくさんの資料や事業説明をしてくださって充実した2週間を送ることができました。学校では体験できない責任の重たさとプロ意識も学ぶことができました。私も今後、福祉に携わる仕事をしていきたいと思っているので、近い将来皆さんと関わっていけたら嬉しく思います。

＜体験感想文より一部抜粋＞

楽しみながら 健康づくり

沖縄県社会福祉協議会安全衛生委員会では職員の安全及び健康の確保を図るための様々な取り組みを行っています。

二ヶ月ごとの産業医による健康相談や講習会のほか、生活習慣病を職場のみんなが楽しく予防していくことを目的に「健康づくりコンペ」を実施しております。

コンペは個人の部と団体の部があり、個人の部は体重と体脂肪の減少率競争、団体の部は万歩計歩数のチーム戦でそれぞれの上位者・グループには忘年会時に豪華？景品を贈呈することとなっています。

特に団体の部は、一個の万歩計をバトン代わりを行うリレー方式で職員間のコミュニケーションの向上にもつながっています。

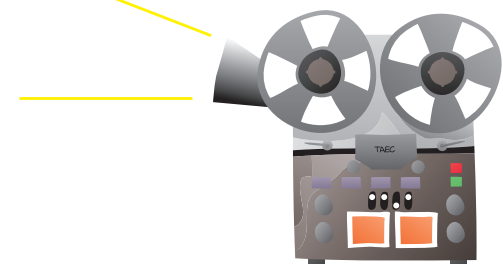


「筆子・その愛―天使のピアノ―」 県内でも上映決定

明治時代、東京の滝乃川学園を舞台に、障害児福祉・教育を実践した石井筆子の生涯を描いた映画「筆子・その愛―天使のピアノ―」が県内で上映されることになった。NHKのテレビ番組「その時歴史は動いた」（2006年12月20日放送）でも特集された石井筆子は、その知性と美貌から「鹿鳴館の華」と呼ばれる一方、当時遅れていた女子教育と女性の地位向上に尽力していたが、自身の子どもが知的障害を持っていたことから、後半生を夫の石井亮一とともに障害児福祉に捧げた。主役の筆子を常盤孝子、夫の亮一を歌舞伎役者の市川笑也、また筆子の父を加藤剛が演じるほか、障害を持つ子どもたちも数多く出演しており、温かく、感動あふれる映画となっている。主催は、この映画に共鳴して、石井筆子の思いと功績を多くの人へ伝えたいと集まった上映実行委員会（代表：勝連但博沖縄県知的障害者福祉協会会長）。上映日程、会場、入場料は下記の通り。



12月3日（月） 沖縄市民小劇場あしびな（コリンザ4階）
12月6日（木） パレット市民劇場（パレットくもじ9階）
両日とも1日3回上映（午後1時・4時・7時）
前売り券は、一般1200円、学割1000円、シニア1000円。当日は一般・学割200円増。障がい者・小中学生は600円（当日券のみ扱い）。コープおきなわ各店・リウボウ8階プレイガイド・あしびなで発売中。
問い合わせは、沖縄県映画センター（098-856-2155）まで



高齢者総合相談センターのご案内

高齢者総合相談センターでは、高齢者やご家族の日常生活の悩みごとや心配事の相談に応じます。

相談内容受付一覧

相談の種類	相談員	曜日	時間	相談内容
一般相談 (なんでも相談)	一般相談員	月曜日から 金曜日まで	8:30~17:00	心配ごとなど生活全般にわたる相談
専門 相談	法律 弁護士	毎週 木曜日	14:00~16:00	扶養、遺産相続、借地、借家、金銭貸借など法律についての相談
	年金 社会保険労務士	毎月 火曜日 第3日	14:00~16:00	各種公的年金の相談
	医療 医師	毎月 火曜日 第2・4日	14:00~16:00	病気、リハビリ、認知症などに関する療養上の悩み等についての相談
	住宅 一級建築士	毎月 火曜日 第1日	14:00~16:00	高齢者向け住宅の増改築、資金などについての相談

お問い合わせ先

高齢者総合相談センター（沖縄県総合福祉センター東棟2F）
TEL (098) 887-0110 FAX (098) 887-6400
(相談は無料です、お気軽にご相談ください。)

単なる「保証人」と「連帯保証人」とはどのように違いますか。

問 単なる「保証人」と「連帯保証人」とはどのように違いますか。

答 保証人は、債務者（お金を借りた人）が約束どおり返済しない場合に、返済をする責任を負っています。

そこで、保証人として返済を求められたときに、まず借主に対して請求するように求めたり、先に借主の財産を差押えて取り立てるように求めることを主張することができます。

また、保証人が何人もいるときは、借金を保証人の数で割った額についてだけ責任を負担すれば良いことになっています。

連帯保証人の場合は、上記のような主張が一切認められません。それで、借主に催促もしないで連帯保証人に請求してきたり、連帯保証人の財産が先に差押えられても、これに異議を申し立てることはできないことになっています。

なお、債務者本人が自己破産すると、保証人も連帯保証人も、返済の義務を負います。

多重債務の整理方法

問 クレジットやサラ金などに多額の借金があり、とても支払いきれない状態にある。何とかこの負債を整理したいのですが、どんな方法がありますか。

答 借金(債務)の整理の方法には、次の方法があります。
任意整理、調停、個人再生、自己破産等です。

①任意整理

裁判所などを利用せずに弁護士などを通じて債権者と協議し債務を整理する方法です。この場合、利息制限法に基づく引き直しの交渉をしてもらえます。

②調停による整理

弁護士に依頼せず自分で裁判所に調停の申し立てを行い整理する方法です。この場合、裁判所の調停委員が、債権者に利息制限法に基づく引き直しをさせたいう、その返済条件について、債権者と債務者の間を斡旋し調停を行います。合意ができれば成立します。この申立人(債務者)には返済するための継続的な収入があることが必要です。

③個人再生手続きによる整理

債務を返済する計画を立て、返済計画が裁判所で認可され、計画に従った返済を続けることができれば、自宅が競売されることもなく、また、返済が完了すれば残債務が免除となります。

④自己破産

債務者は、多額の借金で返済の目処がたたない場合、裁判所に自己破産の申し立てをして破産宣告を受けると次に、免責の申し立てを行い、裁判所から免責の決定を受けると全ての借金が免除されます。なお、債務者本人は自己破産により免責決定を受けても、保証人や連帯保証人がいる場合、保証人や連帯保証人へ、債権者の取り立てが集中することになるので、自己破産の申請をしようとする債務者は、保証人等と十分に話し合うことが必要です。

介護実習・普及センターシリーズ 第一弾！

車いすの種類

どれだけあるかご存知ですか？

まず、よく見かける3つの車椅子の紹介です。

①自操式（自分で操作できる方）



②介助式（自分で操作が困難な方）



③電動式（例として体の一部顎・手足の指等の力が残っている方）



この3種類は、「車いす」と聞かれただけに出て来るイメージかと思えます。「車いすは、どれも一緒さあ」と考える方もいると思いますが・・・

車いすの種類は、約1000種類以上もあり今、現在も増え続けています。なぜ、こんなに種類があるのでしょうか？

皆さんは、洋服を購入する時、何を基準に選びますか？

「色・デザイン・着心地・見た感じ・価格」と自分(体)に合っているかをチェックしてから購入していませんか？

自分の体に合わない好みじゃない洋服を購入したり着たりしないですよね。自分の体型に合うサイズを着ていると思います。

それと同じように車いすも使用者の体型や状態を観察してどこまで出て、どこから出来ないのかを確認し使用者の体型や好みの車いすの選定をします。

そうする事で残存能力(本人の残っている力)を充分に活かしての移動が、可能になってくる、そうすると外出する楽しみが増えますよね。

車いすの選定も大事ですが、介助者の方も車いすの取り扱いをしっかりと勉強しましょう。

「ただ押すだけさあ」と思いきやたかが「車いす」されど「車いす」奥が深いのです。と、言う事で「福祉用具取り扱い研修」講座を無料で開催しています

「車いす」に限らず入浴用品や排泄用品と分野別に行っていますので是非、受講して下さい。

「目からウロコ・・・」と言う事もあるかもしれませんよ・・・



介護講座開催

十二月十九日 水曜日
「認知症高齢者介護教室」

会場 うるま市民芸術劇場

日時 十二月十九日 水曜日

時間 第一部午後二時～四時

対象 一般県民等

第二部午後六時三〇分～

八時三〇分

対象 介護従事職等

講師 “笑う介護士”

「袖山 卓也」氏

それぞれのニーズに合う内容を予定しています。

皆さんのお越しをお待ちしています。是非、ご参加下さい。

問い合わせ先

沖縄県介護実習・普及センター

電話番号

〇九八―八八二―一四八四

FAX

〇九八―八八二―一四八六

担当 城間・又吉・武富



研修情報満載！ あなたのスキルアップに役立ててみませんか？

ホームページ <http://www.okishakyo.or.jp/>

沖縄県社会福祉協議会が主催する研修会（研修、講座、教室、セミナー等）について、本会・ホームページに、「研修会等のご案内＜**沖縄県社協 研修情報**>」をアップしました。

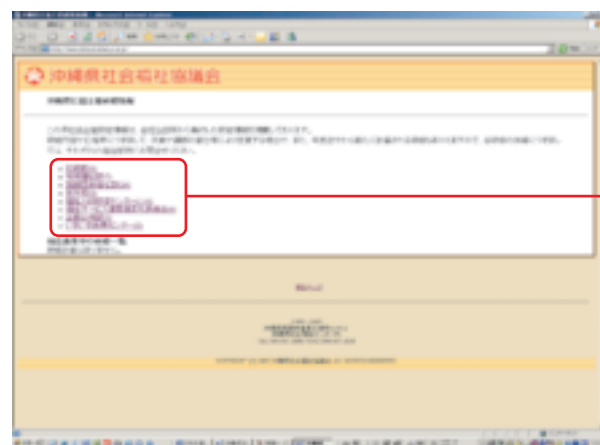
沖縄県社協 研修情報より研修開催要項や申込書等が、研修ごとにダウンロードできるようになっていますので、ぜひご利用ください。

研修会等のご案内・**new** 沖縄県社協 研修情報 の操作は次の手順で行います。



①沖縄県社会福祉協議会のホームページの沖縄県社協研修情報をクリックしてください。

研修会等のご案内
・**new** 沖縄県社協 研修情報



②現在募集中の研修情報を提供しています。また、担当部所ごとの研修内容をご覧くださいことができます。

- ・ 総務部(0)
- ・ 地域福祉部(7)
- ・ 施設団体福祉部(24)
- ・ 民生部(3)
- ・ 福祉人材研修センター(114)
- ・ 福祉サービス運営適正化委員会(4)
- ・ 企画広報部(1)
- ・ いきいき長寿センター(5)



③担当部所をクリックすると、各研修内容が表示されます。画面右の「研修開催要項」や「受講申込書」等をクリックすると、ダウンロードができ、研修内容の詳細をご覧くださいことができます。

・ 開催要項 ・ 研修日程
・ 受講申込書

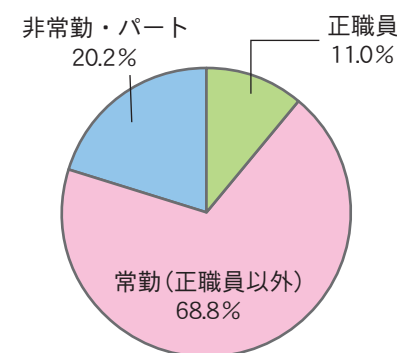
研修内容や日程等について、天候や講師の都合等により変更する場合や、研修会の種類によっては受講対象が異なったり、また、年度途中から新たに計画される研修もありますので、各研修の詳細につきましては、それぞれの担当部所までお問合せください。

平成18年度 沖縄県福祉人材研修センター 取り扱い求人データ

沖縄県福祉人材研修センターでは福祉分野のお仕事のご紹介・あっせんを行っています。昨年度中に当センターが取り扱った求人（求人総数744）を「雇用形態別」、「職種別」、「分野別」にご紹介します。

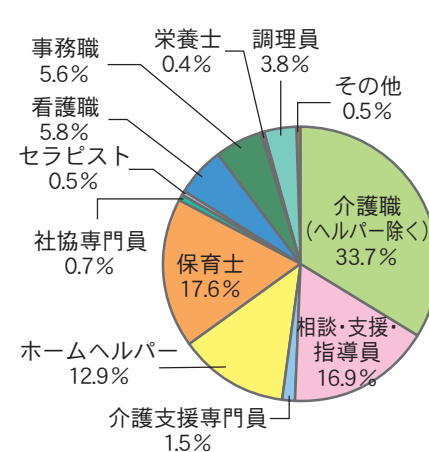
○雇用形態別

正職員の割合は約1割と低く反対に非正規職員が約9割を占める状況となっています。その理由としては、多くの事業所が計画的採用ではなく退職職員の補充という採用方法をとっていることや、求人の多くを占める介護職や保育士の非正規率が高いことが挙げられます。



○職種別

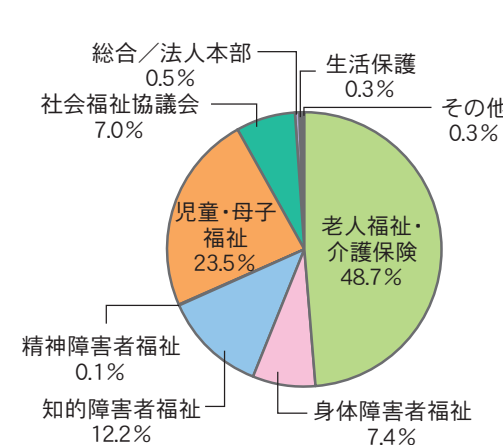
介護職全般が約半数を占め、次いで保育士、相談・支援・指導員の順となっています。介護職はここ数年慢性的な人材不足の傾向にあり、特に首都圏では※有効求人倍率が2倍を超える深刻な人手不足となっています。（出所：「平成18年度職業安定業務統計」厚生労働省職業安定局）



※有効求人倍率：…求人数を求職者数で割ったもので、1倍を超えることと求人数が求職者数を上回る状況となります。

○分野別

高齢者福祉分野が全体の約半数を占め、児童・母子福祉分野（主に保育所）、障害者福祉分野とつづきます。全国的にみても高齢者福祉分野の割合は高く、介護保険サービスの従事する介護職員は平成16年で約100万人（労働力人口の約1.5%）でしたが、介護サービスの需要は今後ますます拡大すると予想されており、平成26年には約140～160万人（同約2.1～2.4%）が必要との試算が出されています。（出所：「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」厚生労働省改正）



※グラフのデータは人材研修センター取り扱い求人のみとなっていますので、ご了承ください。

インターネットでお仕事検索！

「福祉のお仕事」ホームページ（<http://www.nw.fukushi-work.ne.jp>）で、県内福祉施設・事業所の求人情報が見られます。操作方法や求人の見方などに関するお問い合わせは、沖縄県福祉人材研修センターまたは名護市福祉人材バンクまでお気軽にどうぞ。

沖縄県福祉人材研修センター

〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター 東棟3F
【TEL】098-882-5703 【E-mail】jinzai@okishakyo.or.jp

名護市福祉人材バンク

〒905-0014 名護市港2-1-1 市民会館内福祉センター
【TEL】0980-53-4142 【E-mail】nago-jinzai@welfare.city.nago.okinawa.jp

小規模離島出前研修会（9／6・南大東村）

今回は南大東村民児協出前研修会の中で、「要保護児童対策地域協議会について」と題し、協議会立ち上げに関わった伊平屋村民児協 東江会長の講義が行なわれました。

要保護児童対策地域協議会に向けた民児協の関わりについて

伊平屋村民児協会長 東江三秀

◆要保護児童対策地域協議会立ち上げの背景

児童虐待では、被害者である子ども
の安全確保、加害者である親への
指導・援助など総合的支援が必要と
され、単独の個人や機関ではとても
対応できない場合が多く、児童虐待
のケースワークには、地域機関の
ネットワークは欠かせません。また、
関係機関が地域ネットワークを構成
して、情報や認識の共有化を図ると
ともに、相互の緊密な連携によって
一体的な援助を行うことが重要にな

ります。

援助を行なう機関もさまざまで、
それぞれ固有の機能と限界があり、
このため一つの機関だけで対応して
もうまく行かない場合が多く、たと
えば、児童委員として親の相談に
のっている中で、保育所の利用や生
活保護の適用、保健師による訪問指
導や医療、就労援助などが必要に
なってきます。

さらにネグレクト（養育放棄）の
場合、保護者が虐待を隠そうとする
傾向が強いため、子どもがどのよう
な状況に置かれているかを常に複数
の人でチェックしていく必要があります。
子どもが安全な状況に置かれて
いるか、今すぐ親子分離を図る必
要があるのかどうか、総合的、客観
的に判断しなければならぬし、こ
れを一つの機関の判断だけで行なう
ことは避けなければならないと思
います。

児童福祉法改正と合わせて200

◆要保護児童対策地域協議会の意義

1、早期発見の力を養う
子どもに関わる関係者が一堂に
会し、子ども虐待の研修会や情報
交換等によって認識を高め、早期
発見の力を養うことができます。

2、情報の共有化

多くの職種から出される情報が
共有されると、虐待が疑われる家
族の問題点や家庭機能のアセスメ
ント（評価・査定）をより深く行
なうことができます。

3、役割分担

各機関の役割を知ること、そ
れぞれの役割に沿って迅速な対応
が可能となり無駄のないサービ
ス・援助ができ、また、援助シス
テムを構築することにより、介入
プログラムの土台をつくること
ができます。

最後になりましたが、日本には他
の国に類をみない「母子保健」とい
う素晴らしい行政サービスが確立し
ています。今や、養育支援の担い手
は助産師、保健師だけでなく、看護
師、保育士、家庭児童相談員、主任
児童委員、児童委員、母子推進委員
などに広がっています。このような
人材をどのように活用し、虐待予防

に活かすかということが、今、ネッ
トワーク（協議会）に求められてい
る課題と認識しています。



地域住民との信頼を引き継ぐ

～一斉改選に向けての
引継ぎの準備を考える～

今年の12月に民生委員・児童委員
の一斉改選が行なわれます。退任さ
れる予定の民生委員・児童委員は、
これから12月までの間に、後任の民
生委員・児童委員への引継ぎのため
にどのような準備をすればいいので
しょうか。

★引継ぎはなぜ必要か。

たとえば、地域で問題を抱えてい
る住民のことが、新任の民生委員・

5年4月から、各自治体に「要保護
児童対策地域協議会」の設置が法定
化されたことにより、関係機関が共
通認識をもって関わっていく必要
から、村の子ども家庭相談窓口の担
当者を定例会に招き、村民児協から
協議会立ち上げを要請しました。ま
た、学校側ともネットワーク設置に
向けて、その目的や理念、対象、機
関の選定回数や内容、個人情報保護
や守秘義務の問題等について事前話
し合いによる連携強化を図ってい
きました。

「児童福祉法の精神から虐待の防
止は予防にある」とするならば、
児童虐待の早期発見を促進する地域
支援ネットワークづくりは緊急の課
題といえ、志を立てるに遅きはな
いと思います。伊平屋村に要保護児童
対策地域協議会の結成をみることに
できたことは、大変意義深いものが
ありますし、本協議会が次世代を担
う児童の健全育成のために、本来の
機能を発揮することを願ってやま
せん。

◆民児協の対応に限界

家庭的に厳しい養育環境におかれ
ている児童と母親への支援は、家庭
のプライバシーを尊重することと子
どもの利益を守ることのバランスが
難しく、学校側の対応や児童委員の

見守り活動にも限界があり、根本的
な問題解決には至っていませんでし
た。そこで、各関係機関のチームプ
レイによる援助が必要となり、住民
課と民児協が主軸となつてネット
ワークの立ち上げを進めていきまし
た。

また、協議会立ち上げにより情報
の共有化が図られ、実際のケースを
どう援助していくのか、どのように
役割分担をするのか、また、緊急時
にどう対応していけばいいのかを実
務者会議で話し合い、「実務者会議・
指針」策定の基に、二一ズ対応を明
確化することにより、児童委員活動
の位置づけを明確にすることができ
ました。



ない住民のプライバシーに関わるこ
とは引き継ぎません。

ポイント④

初めのうち新任の民生委員・児童
委員は、どう活動してよいのかよく
分からない状態です。活動の内容を
できるだけ具体的に説明し、活動の
範囲や心構えなどについてアドバイ
スをしてあげましょう。

ポイント⑤

新任の民生委員・児童委員と一緒
に支援している地域住民宅を訪問し
たり、あるいは自治会などの集まり
に出席したりして、新任の民生委
員・児童委員を紹介し、引き継ぎ後
新任の民生委員・児童委員が円滑に
活動できる環境を整えましょう。

ポイント⑥

引き継ぐべきことは、住民との信
頼関係です。一朝一夕にはできない
ことですので、退任しても後任の民
生委員・児童委員が相談に来たら、
アドバイスするなどサポートしてあ
げましょう。

ポイント⑦

交代の予定がない民生委員・児童
委員でも、この一斉改選の機会に諸
票を整理してみると、現在の状況を
客観的に把握できて、自分の活動の
役に立ちます。ぜひ、一度整理して
みてください。